VII 計画の推進にあたって

1 推進体制

(1) 県における推進体制

この計画の施策・事業は、知事を本部長とする「山梨県食の安全・食育推進本部」をはじめとする庁内推進体制により、関係部局の連携・協力のもと、 総合的かつ計画的に推進します。

(2) 県民運動としての食育推進体制

関係する民間団体、行政機関等で構成する「山梨県食育推進協議会」を 推進主体として、国・県・市町村・教育関係者・生産者・事業者等が協働 して取り組みます。

2 関係者の役割

(1) 県民

県民一人ひとりが、食育の実践主体として、家庭、学校、地域等、社会のあらゆる場において、食に関する正しい知識と理解を深め、生涯にわたって健全な食生活の実現に努めることが期待されます。

また、食に感謝する心を持ち、心身ともに健康で、豊かな人間性を育む ことに努めるとともに、食育活動に主体的に参加し実践することが期待さ れます。

(2) 教育関係者等

学校、保育所等教育関係者等には、家庭や地域等との連携を図りながら、 あらゆる機会や場所を利用して、望ましい食習慣の形成等に向けた子ども への食育に積極的に取り組むとともに、食に関する指導を行う職員の資質 向上や食育指導体制の整備に努めることが期待されます。

(3) 生産者・食品関連事業者等

農林水産物の生産、食品の製造・加工・流通・販売又は食の提供を行う者は、学校・地域等との連携を図りながら、食育に関する様々な体験機会や情報の提供、地産地消などの取り組みを通じて、積極的に食育活動を進めることが期待されます。

(4) 県

食育推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民が 行う食育推進のための取り組みを、関係機関・団体等との連携を密にしな がら促進します。

(5) 市町村

地域住民や関係団体と連携協力して、地域の特性を活かした市町村食育 推進計画に基づき取り組みを実施し、地域における食育の円滑な推進に努 めることが期待されます。

3 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、施策を効果的・効率的に推進する観点から、進捗状況の把握や評価を実施し、適切な進行管理に努めます。

また、計画は必要に応じて見直しを行うとともに、見直しにあたっては関係者の意見等を反映させていきます。